

総務常任委員会会議録

目次

【開 会】	3
議案第11号 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について	3
議案第12号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	4
議案第 9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	4
議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	5
議案第13号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	6
議案第14号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	6
議案第15号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	6
議案第16号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について	6
議案第17号 矢板市職員の旅費に関する条例の一部改正について	7
議案第20号 矢板市子ども・子育て会議条例の一部改正について	8
委員長報告	8
閉 会	8

1 日 時

令和7年3月7日（金）午後1時13分～午後1時56分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（7名）

委員長	神 谷	靖				
副委員長	櫻 井	恵 二				
委 員	榊 真	衣 子	石 塚	政 行	関 由	紀 夫
	伊 藤	幹 夫	石 井	侑 男		

4 欠席委員

なし

5 説明員（9名）

(1) 総合政策課（4人）

①総合政策課長	和田	理男
②政策企画担当	藤田	仁美
③デジタル戦略室長	岡田	徹
④デジタル戦略室	阿美	伸幸

(2) 総務課（5人）

①総 務 課 長	高橋	弘一
②行 政 担 当	吉田	佐江子
③人 事 担 当	高橋	和寛
④財 政 担 当	矢板	洋
⑤管 財 担 当	高久	英治

6 欠席説明員

なし

7 事務局

清水ゆう子 佐藤晶昭

8 付議事件

- 議案第 9 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 10 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について
- 議案第 12 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 13 号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 14 号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 15 号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 16 号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第 17 号 矢板市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 20 号 矢板市子ども・子育て会議条例の一部改正について

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（神谷靖） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務常任委員会を開会する。 （1時13分）

これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第9号から議案第17号まで、及び議案第20号の10件である。

議案第11号 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総合政策課長（和田理男）

（「議案書」16～18ページにより説明）

○委員長 これより議案第11号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第11号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決された。

議案第 12 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総合政策課長（和田理男）

（「議案書」19～24 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 12 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 12 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決された。

議案第 9 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（高橋弘一）

（「議案書」3～11 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 9 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決された。

議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 (高橋弘一)

(「議案書」12～15ページにより説明)

○委員長 これより議案第10号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第10号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決された。

**議案第 13 号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び矢板市職員の
育児休業等に関する条例の一部改正について**

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（高橋弘一）

（「議案書」25～39 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 13 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 13 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決された。

**議案第 14 号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に
ついて**

議案第 15 号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第 16 号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（高橋弘一）

（「議案書」40～101 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 14 号、議案第 15 号及び議案第 16 号に対し、質疑を行
う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第14号、議案第15号及び議案第16号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第14号、議案第15号及び議案第16号は、原案のとおり可決された。

議案第17号 矢板市職員の旅費に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 (高橋弘一)

(「議案書」102～103ページにより説明)

○委員長 これより議案第17号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第17号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決された。

議案第20号 矢板市子ども・子育て会議条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（高橋弘一）

（「議案書」124～125 ページにより説明）

○委員長 これより議案第20号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第20号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決された。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

（異議なし）

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務常任委員会を閉会する。

（1時56分）

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員会委員長